

奈良県知事 殿

記載例

申請年月日 令和元年8月27日

就業支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、就業支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ	ナラカブシキガイシャ	フリガナ	ナラ タロウ
法人名	奈良株式会社	法人の代表者氏名	奈良 太郎
本社所在地	〒630-8501 奈良市登大路町30番地		法人の代表者印を押印してください(代表者印は必須です)
奈良県内の事業所所在地	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 (※本社所在地が奈良県以外の場合に記入)		
法人番号(※1)	1000020290009	電話番号	0742-27-8812
担当者所属・職・氏名	総務部人事課 係長 奈良 太郎	メールアドレス	koyo@office.pref.nara.lg.jp

会社印を押印してください(なければ不要です)

法人の代表者印を押印してください(代表者印は必須です)

法人番号13桁を記載してください

2 申請者に係る確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

(1) 国が定める共通要件

官公庁等ではないこと(※2)	該当する	該当しない
資本金10億円以上の法人ではないこと	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと(※3)	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	該当する	該当しない

(2) 奈良県が定める要件

本社または事業所所在地が奈良県内にあること(ただし、本社所在地が条件不利地域(※4)以外の東京圏(※5)にある法人は除く)	該当する	該当しない
---	------	-------

(3) その他

別紙「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
---	------	-------

管理コード (奈良県使用欄)	
----------------	--

※1 法人番号は、国税庁法人番号公表サイト ([https://www.houjin-bangou, nta, go, jp/](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)) で確認できます。

※2 本事業に係る「官公庁等」には、独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体が含まれる。

※3 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※4 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

具体的な市町村は以下のとおりである。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※5 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県